(趣旨)

- 第1条 この規程は、介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護に従事する職員等(以下「介護職員等」という。)の更なる処遇改善を図ることを目的として、社会福祉法人友和会が介護職員等特定処遇改善加算により給付された額(以下「特定処遇改善額」という。)に関して、経験・技能のある介護職員等及びその他の介護職員等に特定処遇暫定手当を支給し、介護職員等以外の職員に特定暫定手当を支給する基準を定めるものとする。
- 第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1)職員等 社会福祉法人友和会就業規則(以下「就業規則」という。)第2条第1号 から第5号に規程する職員等をいう
 - (2)特定処遇暫定手当 特定処遇改善額を原資として、経験・技能のある介護職員等、 その他の介護職員等、介護職員以外の職員等に介護職員等特定処遇改善加算分の 介護給付等が支給される期間に応じ支給する手当をいう。
 - (3) 特定暫定手当 居宅介護支援事業所の職員に対し、特定処遇暫定手当を受給する職員等との不公平感を解消するために、前号に規程する期間に応じ支給する手当をいう。

(支給対象者)

- 第3条 特定処遇暫定手当は、支給日の1日現在在籍している職員等で特別養護老人ホーム薩摩富士荘及び薩摩富士荘通所介護事業所の職員等とする。
- 2 介護業務と他の業務を兼務する職員等の特定処遇暫定手当は、それぞれの業務に従事した勤務時間により支給する。
- 3 特定暫定手当は、支給日の1日現在在籍している職員等で第1項に規定する職員等以 外の職員等とする。

(配分方法)

- 第4条 介護職員等特定処遇改善加算の配分方法は、全ての職員を次の3パターンに区分する。
 - ①経験・技能のある介護職員(介護福祉士取得者) ※勤続年数は、他事業所での介護職員経験年数も含める。
 - ②その他の介護職員(①以外の介護職員)
 - ③その他の職員(看護師、生活相談員、介護支援専門員、事務員、栄養士など) ※支給月前年の年収440万円以上の職員は、対象外とする。

(支給算定期間)

第5条 令和1年度に於いては、10月から翌年3月までを算定期間とし、令和2年度以降については、国の通達に基づき改めて定める。

(支給月額)

第6条 介護職員等特定処遇改善加算の支給月額は、常勤換算方法により常勤換算1人に つき支給する。臨時職員についても常勤換算率に基づき支給する。

但し、平均賃金改善額は(①=4:2=2:3=1)の配分率とするが、新しい経済 政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善の原則の為、支給月額の金額は、 年間の受給見込み額で算出している。よって、利用者利用率により若干の変更もあり 得るものとする。

- ① 経験・技能のある介護職員には、特定処遇暫定手当①として月額14,000円
- ② その他の介護職員には、特定処遇暫定手当②として月額7,000円
- ③ そのた他の職員には、特定処遇暫定手当③として月額3,500円
- 第7条 特定暫定手当の額は、年度毎に予算の範囲内で理事長が別に定める額とする。 (端数計算)
- 第8条 特定処遇暫定手当の計算において、計算した額に1円未満の端数を生じたときは、 これを切り上げるものとする。

附則(令和元年12月4日制定)

この規程は、令和元年12月4日から施行し、令和元年10月1日から適用する。